

**新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
一時的に郵送による書類提出を受け付けております。**

新型コロナウイルス感染拡大防止のための一時的な措置として、電気工事業の登録・届出・通知に係る全ての書類について、郵送による書類提出の受付を行っております。

郵送による書類提出の注意点

- ・書類は書留または簡易書留でお送りください。
- ・書類には日中連絡がつく電話番号を必ず記載してください。
- ・電気工事士免状の写しが必要なものについては原本の送付は不要ですが、必要に応じて確認をさせていただきます。
- ・第一種電気工事士免状の場合は定期講習受講欄の写しも必要です。
- ・書類の内容について確認の連絡をする場合がありますので、コピーを取っておく等、提出書類の内容が分かるようにしておいてください。
- ・手数料の福岡県領収証紙はそのまま同封するか、別の紙に貼付して同封してください。現金等その他の方法での納付はできません。

※福岡県領収証紙について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei.html>

- ・窓口での申請よりも手続きの期間が長くなる場合がありますのでご理解願います。
- ・「電気工事業に係る変更届出書」を郵送される場合は、返信用の封筒を同封してください。
- ・郵送での受付は一時的な措置です。

書類送付先

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県商工部 工業保安課 高圧ガス電気係

TEL : 092-643-3439